

日本銀行法案

(第一次試案)

昭和二年二月九日稿



日本銀行法案

本法案は銀行の組織を統一し、銀行の業務を整理し、銀行の信用を維持し、銀行の利益を保護することを目的とする。第一章 総則 第一条 本法案は、銀行の組織、業務、信用、利益を整理し、銀行の信用を維持し、銀行の利益を保護することを目的とする。第二章 銀行の組織 第三条 銀行は、資本額が千億円以上あるものを指す。...

(終)

序

一、本試案ハ既ニ日本銀行制度改正ニ關シ金融制度調査準備委員會又
ハ日銀問題小幹事會ニ於テ審議シ一應決定シタル事項ハ大体該決
定ニ準據シ又未審議若ハ未決定ノ事項ニ付テハ卑見ニ基キ起草シ
タルモノナリ

一、本試案ハ日本銀行制度改正ニ關スル事項頗ル多岐ニ亘レル處其ノ
中立法ヲ要スル事項ハ如何ナルモノナルヤヲ示シ該制度改正案ノ
審議ニ便ナラシメムトスル目的ヲ以テ起草シタルモノナリ從テ法
律案文トシテハ未タ推敲ヲ加ヘタルモノニアラス

(津島記)

日本銀行法案 (第一次試案)

目次

第一章	總則	一頁
第二章	重役	三
第三章	評議員會	七
第四章	株主總會	一
第五章	營業	一四
第六章	兌換銀行券	一六
第七章	利益金ノ處分及納付金	一九
第八章	政府ノ監督	二〇

第一章	大藏省	一〇
第二章	大藏省の組織	一〇
第三章	大藏省の業務	一〇
第四章	大藏省の職員	一〇
第五章	大藏省の財政	一〇
第六章	大藏省の貨幣	一〇
第七章	大藏省の公債	一〇
第八章	大藏省の銀行	一〇
第九章	大藏省の証券	一〇
第十章	大藏省の信託	一〇
第十一章	大藏省の保險	一〇
第十二章	大藏省の公營企業	一〇
第十三章	大藏省の地方自治	一〇
第十四章	大藏省の海外貿易	一〇
第十五章	大藏省の国際金融	一〇
第十六章	大藏省の国際協力	一〇
第十七章	大藏省の国際法	一〇
第十八章	大藏省の国際私法	一〇
第十九章	大藏省の国際公法	一〇
第二十章	大藏省の国際行政	一〇
第二十一章	大藏省の国際司法	一〇
第二十二章	大藏省の国際立法	一〇
第二十三章	大藏省の国際執行	一〇
第二十四章	大藏省の国際裁判	一〇
第二十五章	大藏省の国際仲裁	一〇
第二十六章	大藏省の国際調停	一〇
第二十七章	大藏省の国際斡旋	一〇
第二十八章	大藏省の国際調解	一〇
第二十九章	大藏省の国際和解	一〇
第三十章	大藏省の国際協定	一〇
第三十一章	大藏省の国際条約	一〇
第三十二章	大藏省の国際宣言	一〇
第三十三章	大藏省の国際決議	一〇
第三十四章	大藏省の国際勧告	一〇
第三十五章	大藏省の国際勧告	一〇
第三十六章	大藏省の国際勧告	一〇
第三十七章	大藏省の国際勧告	一〇
第三十八章	大藏省の国際勧告	一〇
第三十九章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十一章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十二章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十三章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十四章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十五章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十六章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十七章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十八章	大藏省の国際勧告	一〇
第四十九章	大藏省の国際勧告	一〇
第五十章	大藏省の国際勧告	一〇

日本国憲法第一條一六九條

第九章

附則

附則	一三
附則	一五

日本銀行法案 (第一次試案)

第一章 總 則

第一條 日本銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二條 日本銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ支店代理店ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスボンデンス」ヲ締結スルコトヲ得

大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第三條 日本銀行ノ存立期間ハ滿三十年トス

第四條 日本銀行ノ資本金ハ六千萬圓トシ之ヲ三十萬株ニ分テ一株ノ金額ヲ二百圓トス

大藏省

第五條 日本銀行ノ株券ハ記名式トス

外國人ハ日本銀行ノ株主トナルコトヲ得ス内國法人ニシテ其ノ議決權ノ過半數カ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノ亦同シ

第六條 銀行其ノ他法令ニ依リ政府ノ監督ニ屬スル金融業者ヲ除クノ外一株主ノ所有スル株式ノ數ハ一千ヲ超ユルコトヲ得ス
相續其ノ他ノ事由ニ依リ一株主ノ所有スル株式ノ數カ前項ニ定ムル株式ヲ超スルニ至リタルトモハ株主ハ超過株式取得ノトキヨリ五年内ニ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

前項ノ處分ナカリシ場合ニ於テハ日本銀行ハ定款ニ定ムル所ニ依リ株主ニ代リテ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

第七條 日本銀行ハ存立期間ノ満了、破産又ハ第六十七條第二項ノ規定ニ

日本銀行ノ解散ニ付其ノ清算人ハ日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ
日本銀行ノ解散ノ時ニ在リテ日本銀行ノ清算人トシテ選任スルベシ

依リ大蔵大臣ノ命令アリタル場合ノ外解散スルヲ得ス

第八條 日本銀行ノ解散シタル場合ニ於テ清算人ハ政府之ヲ選任又ハ解任ス

第九條 清算人ハ過半ナク財産ノ状況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ調査シ大蔵大臣ニ提出シテ其ノ承認ヲ得タル上之ヲ株主總會ニ報告スヘシ

第十條 日本銀行ノ清算ニ依リ生シタル殘餘財産カ株主ノ出資金額ヲ超ユルトキハ大蔵大臣ハ其ノ超過額全部又ハ一部ヲ國庫ニ納付セシメ又ハ其ノ分配ニ付必要ナリト認ムル制限ヲ設クルコトヲ得

第二章 董 役

第十一條 日本銀行ニ總裁、副總裁各一人理事六人監事三人乃至五人ヲ置

大 藏 省

第一條 日本銀行ノ業務ニ係ルモノハ
 第二條 日本銀行ノ業務ヲ監督スル
 第三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第二十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第三十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第四十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第五十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第六十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第七十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第八十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十一條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十二條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十三條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十四條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十五條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十六條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十七條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十八條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第九十九條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ
 第一百條 日本銀行ノ業務ヲ代理シ

ク

總裁ハ日本銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事取アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁副員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ日本銀行ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ日本銀行ノ業務ヲ監査ス

第十二條 總裁及副總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ハ五年トス但シ其ノ任期満了ノトキ再任ヲ命スルコトヲ妨ケサルモ二任期ヲ超ユルコトヲ得ス

第十三條 理事ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ任命又ハ選任ス

一 三人ハ株主總會ニ於テ選舉シタル二倍ノ候補者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

大藏省

二 三人ハ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス但シ評議員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
 前項第二號ノ理事中少クトモ一人ハ金融業ニ從事シタル經驗ヲ有スル者
 ノ中ヨリ又少クトモ一人ハ商業若ハ工業ニ從事シタル經驗ヲ有スル者ノ
 中ヨリ選舉スルヲ要ス
 理事ノ任期ハ三年トス但シ其ノ任期満了ノトキ前二項ノ手續ニ依リ再任
 スルコトヲ妨ケサルモ三任期ヲ超ユルコトヲ得ス
 補缺ノ爲任命又ハ選舉セラレタル理事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間ヲ以テ
 其ノ任期トス

第一項第二號ノ理事ハ株主總會ノ決議ニ依リ其ノ任期中ト雖之ヲ解任ス
 ルコトヲ得但シ評議員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十四條 總裁、副總裁及理事ハ在任中他ノ銀行若ハ會社ノ役員トナリ又
 ハ他ノ業務若ハ職務ニ從事スルヲ得ス但シ營利ヲ目的トセサル職務ニシ

八、大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラヌ
第十條 總裁、副總裁及理事ハ在任中貴族院議員又ハ衆議院議員ト相
兼ヌルコトヲ得ス
第十一條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十二條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十三條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十四條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十五條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十六條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十七條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十八條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十九條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス

テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラヌ
第十五條 總裁、副總裁及理事ハ在任中貴族院議員又ハ衆議院議員ト相
兼ヌルコトヲ得ス
第十六條 監事ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選舉ス
第十七條 監事ノ任期及其ノ任期中ノ解任ニ付テハ第十三條第三項乃至第五項ノ
規定ヲ準用ス
第十八條 總裁、副總裁及理事ハ在任中其ノ職務ニ關シテ其ノ職務ノ
外ニ他ノ職務ヲ兼ニシテ任ズルコトヲ得ス
第十九條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十一條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十二條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十三條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十四條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十五條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十六條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十七條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十八條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第二十九條 監事ハ監事會ヲ組織ス
第三十條 監事ハ監事會ヲ組織ス

監事會ノ職務權限ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 監事ニ付テハ本法中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外商法第二編株式會社監査役ニ關スル規定ヲ適用ス

第三章 評議員會

第二十一條 日本銀行ニ評議員會ヲ置ク

評議員會ハ會長一人及評議員九人ヲ以テ之ヲ組織ス
會長ハ總裁ヲ以テ之ニ充ツ

評議員ハ左記各號ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ政府ニ於テ任命シタル者 三人
- 二 租國法人東京手形交換所理事長
- 三 租國法人大阪手形交換所理事長

四 金融業ニ従事スル者ノ中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シ政府ニ於テ任命シタル者 一人

五 商業、工業及農業ニ従事スル者ノ中ヨリ各一人ヲ株主總會ニ於テ選舉シタル者 三人

前項第四號及第五號ノ評議員ノ任期ニ付テハ第十三條第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前項第五號ノ評議員ノ任期中ノ解任ニ付テハ第十三條第五項ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 評議員ハ在任中貴族院議員又ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第二十三條 會長ハ少クトモ毎月一回評議員會ヲ招集ス會長ニ於テ臨時必

三 選舉シタル者ノ中ヨリ株主總會ニ於テ任命シタル者 一人

四 商業、工業及農業ニ従事スル者ノ中ヨリ各一人ヲ株主總會ニ於テ選舉シタル者 三人

前項第四號及第五號ノ評議員ノ任期ニ付テハ第十三條第三項及第四項ノ規定ヲ準用ス

前項第五號ノ評議員ノ任期中ノ解任ニ付テハ第十三條第五項ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 評議員ハ在任中貴族院議員又ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第二十三條 會長ハ少クトモ毎月一回評議員會ヲ招集ス會長ニ於テ臨時必

大藏省

大藏省

- 要アリト認メタルトキハ何時ニテモ之ヲ招集スルコトヲ得
- 四人以上ノ評議員會議ノ目的タル事項ヲ示シ會長ニ對シ評議員會議時
召集ノ請ホヲ爲シタルトキハ會長之ヲ招集ス
- 第二十四條 評議員會ノ議事ニ關スル手續ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十五條 評議員會ハ重役會會長ノ諮問ニ應ジ左記事項ニ關シテ調査審
議ス
- 一 割引又ハ賣買スヘキ手形ノ種類
 - 二 手形割引ノ保證トシテ得スヘキ證券ノ種類及評價
 - 三 政府發行ノ手形ノ割引金額若ハ國債其ノ他政府保證證券ヲ擔保
トスル貸付金額又ハ國債ノ引受若ハ買入金額ノ限度
 - 四 日本銀行ノ職制

大藏省

日本銀行の組織
 日本銀行の業務
 日本銀行の資本
 日本銀行の役員
 日本銀行の監事
 日本銀行の附屬機関
 日本銀行の附屬機関の業務
 日本銀行の附屬機関の資本
 日本銀行の附屬機関の役員
 日本銀行の附屬機関の監事
 日本銀行の附屬機関の附屬機関
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の業務
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の資本
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の役員
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の監事
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の附屬機関
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の附屬機関の業務
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の附屬機関の資本
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の附屬機関の役員
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の附屬機関の監事
 日本銀行の附屬機関の附屬機関の附屬機関の附屬機関

大藏省

五 前各號ノ外營業上ノ重要事項ニシテ重役會會長ニ於テ諮問スルヲ適當ト認メタルモノ但シ割引歩合又ハ貸付利子歩合ノ變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 評議員會ハ兌換銀行券發行狀況、手形割引高、貸付金高、預金高其ノ他一般業務ノ狀況ニ關シ重役會ヨリ報告書ヲ徴シ評議ノ上其ノ意見ヲ重役會會長ニ提出スルコトヲ得

第二十七條 評議員會ハ第十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ株主總會ニ於テ選舉シタル理事ノ選任又ハ解任ニ對シテ承認ヲ與フ

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依リ重役會會長ニ於テ諮問シ出席評議員全員ノ一致ヲ以テ決定シタル事項ニシテ重役會ニ於テ採用セサルモノアルトキハ重役會會長ハ其ノ決定事項ト共ニ其ノ事由ヲ大藏大臣ニ具

大藏省

申スヘシ

第二十九條 副總裁、理事及日本銀行監理官ハ何時ニテモ評議員會ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得

第三十條 評議員ニ對シテハ定額ノ旅費ヲ支給スルノ外手當其ノ他名義ノ如何ニ拘ハラズ報酬ヲ支給スルヲ得ス

第四章 株主總會

第三十一條 通常株主總會ハ定款ニ定メタル時期ニ於テ總裁之ヲ招集ス

第三十二條 臨時株主總會ハ臨時必要アルトキ總裁之ヲ招集ス

監事ノ全員又ハ資本ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ總裁ニ請求スルコトヲ得

總裁副項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ
 第三十三條 株主總會ノ會長ハ總裁ヲ以テ之ニ充ツ
 第三十四條 株主總會期日ノ四十日前ヨリ引續キ株主タル者ニ非サレハ株
 主總會ニ出席シ且議決ニ加ハルヲ得ス
 第三十五條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一圓トス但シ五百株ヲ超ユル株式ヲ
 有スル者ノ議決權ハ五百株ヲ超ユル株式五十株毎ニ一圓ノ議決權ヲ加
 フ
 第三十六條 株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシ其ノ議決權ヲ行フコトヲ
 得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス
 第三十七條 株主總會ハ本法中特ニ規定セルモノヲ除クノ外左記各號ニ掲
 グル事項ニ付決議ス

第三十八條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第三十九條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十一條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十二條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十三條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十四條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十五條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十六條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十七條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十八條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第四十九條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス
 第五十條 株主總會ノ決議ハ過半ノ出席者ノ過半ノ同意ヲ要ス

- 一 定款ノ變更
 - 二 營業報告及貸借對照表ニ對スル承認
 - 三 資本金ノ増加又ハ減少ヲ請願スルコト
 - 四 右各號ニ掲クルモノノ外商法ノ定ムル所ニ依リ株主總會ノ決議スヘキ事項但シ積立金並利益配當ノ承認及検査役ノ選任ニ關スル決議ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第三十八條 株主總會ノ決議ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 定款ノ變更ハ議決權アル株主ノ半數以上ニシテ議決權總數ノ五分ノ三ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第三十九條 副總裁、理事及日本銀行監理官ハ何時ニテモ株主總會ニ出席シ意見ヲ陳アルコトヲ得

第五章 營業

第四十條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

- 一 政府發行ノ手形爲替手形其ノ他商業手形ノ割引又ハ賣買
- 二 平常取引スル銀行會社又ハ商人ノ爲手形金ノ取立
- 三 諸預リ金及當座貸越勘定
- 四 國債政府發行ノ手形又ハ政府ノ保證ニ係ル各種ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付
- 五 金銀貨又ハ地金銀ヲ擔保トスル貸付
- 六 國債及政府ノ保證ニ係ル有價證券ノ賣買
- 七 地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

第三十條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
 一 政府發行ノ手形爲替手形其ノ他商業手形ノ割引又ハ賣買
 二 平常取引スル銀行會社又ハ商人ノ爲手形金ノ取立
 三 諸預リ金及當座貸越勘定
 四 國債政府發行ノ手形又ハ政府ノ保證ニ係ル各種ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付
 五 金銀貨又ハ地金銀ヲ擔保トスル貸付
 六 國債及政府ノ保證ニ係ル有價證券ノ賣買
 七 地金銀ノ賣買及貨幣ノ交換

八 金銀貨貴金屬及諸證券ノ保護預リ

第四十一條 日本銀行ハ營業ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受タル場合ヲ除クノ外動産及不動産ヲ所有スルヲ得ス

第四十二條 第四十條ノ手形割引歩合及貸付利子歩合ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ公表スヘシ

第四十三條 第四十條第一號ノ政府發行ノ手形ノ割引又ハ買入金額及第四號ノ貸付金額ノ限度ハ評議員會ニ諮問シ重役會ニ於テ之ヲ決定シ政府ノ承認ヲ受クヘシ

第四十四條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ出納運用及政府ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ出納保管ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第四十五條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國債ノ起債、元金償還、利

第四十五條 日本銀行ハ本章ニ定ムル所ニ依リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第四十六條 日本銀行ハ本章ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第六章 兌換銀行券

第四十七條 日本銀行ハ本章ニ定ムル所ニ依リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第四十八條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓及貳百圓ノ七種トシ、其ノ様式ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 前條各種兌換銀行券ノ發行高ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

子支拂、證券及登録ニ關スル事務ヲ取扱フヘシ

第四十六條 日本銀行ハ本章ニ規定セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第六章 兌換銀行券

第四十七條 日本銀行ハ本章ニ定ムル所ニ依リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第四十八條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓及貳百圓ノ七種トシ、其ノ様式ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 前條各種兌換銀行券ノ發行高ハ重役會ニ於テ之ヲ決定シ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

大蔵省
 第五十條 兌換銀行券ハ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス但シ壹圓兌換銀行券
 ノ五枚ニ滿タサルモノハ銀貨ヲ以テ之ヲ兌換スルコトヲ得
 第五十一條 兌換銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用スルモノトス
 第五十二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ兌換準備トシテ其ノ四割
 ヲ下ラサル金額ノ金貨、金地金又ハ銀貨若ハ銀地金ヲ保有スヘシ但
 シ銀貨及銀地金ハ準備總額ノ二割ヲ超ユルコトヲ得ス
 日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル兌換準備保有高ヲ超ユル兌換銀行券發行
 高ニ對シ同額ノ期限三箇月以内ノ確實ナル商業手形、銀行引受手形、
 政府發行手形又ハ國債ヲ保證準備トシテ保有スヘシ但シ政府發行手形
 又ハ國債ハ保證準備總額ノ四割ヲ超ユルコトヲ得ス
 第五十三條 日本銀行ハ金融ノ情況ニ依リ特ニ兌換銀行券ノ發行ヲ緊要ト

大 藏 省

第五十三條 日本銀行ハ政府ノ委任ニ依リ特ニ兌換準備金ノ管理ニ當リ
又ハ政府ノ委任ニ依リ特ニ兌換準備金ノ管理ニ當リ
第五十四條 前條ノ規定ニ依リ發行シタル兌換銀行券ノ發行高ニ對シテハ
年五分ヲ下ラサル累進稅率ヲ以テスル發行稅ヲ納付スヘシ但シ其ノ稅
率ハ其ノ部度大藏大臣之ヲ定ム

スル場合ニ於テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ一定期間及金額ヲ限り前條第
一項ニ規定セル兌換準備割合ヲ低下シ前條第二項ノ證券ヲ準備トシテ
兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

第五十四條 前條ノ規定ニ依リ發行シタル兌換銀行券ノ發行高ニ對シテハ
年五分ヲ下ラサル累進稅率ヲ以テスル發行稅ヲ納付スヘシ但シ其ノ稅
率ハ其ノ部度大藏大臣之ヲ定ム

第五十五條 兌換銀行券ノ兌換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及支店ニ
於テ營業時間中何時ニテモ之ヲ兌換スルモノトス但シ支店ニ於テハ本
店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其ノ兌換ヲ延期スルコトヲ得

第五十六條 金貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ヲ請フ者アルトキハ日本
銀行本店及支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フルモノトス

大藏省

第五十七條 日本銀行ハ毎日ノ兌換銀行券ノ發行高、兌換準備高、保證準備高及準備割合ヲ取極メ一週一回官報ニ公表スヘシ

第五十八條 兌換銀行券ノ製造、發行、損券引換及銷却ニ關スル手續ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七章 利益金ノ處分及納付金

第五十九條 日本銀行ハ每營業年度ニ於テ資本ノ缺損ヲ補フ爲純利益金ノ少ナクトモ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲純利益金ノ少ナクトモ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六十條 日本銀行ハ每營業年度ノ純利益金中ヨリ拂込資本金額ニ對スル平六分ニ相當スル株主利益配當金及前條ノ規定ニ依ル積立金ノ最少額

ヲ控除シテ残餘アルトキハ其ノ残餘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

第六十一條 日本銀行ハ每營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第六十二條 前二條ニ依ル納付金額ハ所得税法ニ依ル所得及營業收益税法ニ依ル純益ヨリ之ヲ控除ス

第六十三條 第六十條及第六十一條ノ納付金ハ營業年度終了後二月内ニ之ヲ政府ニ納付スルモノトス

第八章 政府ノ監督

大藏省

第六十四條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第六十五條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第六十六條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第六十七條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第六十八條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第六十九條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十一條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十二條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十三條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十四條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十五條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十六條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十七條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十八條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第七十九條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

第八十條 日本銀行ハ其ノ營業年度ノ純利益金中ヨリ前條ニ依ル株主利益配當金、積立金及納付金ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シテ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

大藏省

第六十四條 政府ハ日本銀行ノ業務ヲ監督ス

第六十五條 日本銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十六條 日本銀行ハ株主ニ配當金ヲ分配セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十七條 日本銀行ノ營業上法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル事項アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ制止スルコトヲ得

日本銀行前項ノ制止アリタルニ拘ラス營業上法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルノ事項アリタルトキハ大藏大臣ハ其ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第六十八條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業ニ關スル諸般

シ又ハ必要ナル審議ノ提出ヲ命シ且銀行ノ帳簿又ハ金庫ノ検査ヲ

爲スコト

五 重役會及監事會ニ出席シテ意見ヲ陳フルコト

六 第七章ノ規定ニ依ル納付金ノ計算ニ關スルコト

日本銀行監理官ノ執務ニ關スル規程ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九章 罰則

第七十一條 日本銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁又ハ副總裁ノ職務ヲ行
ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ事犯ニシ
テ副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處
スルコト亦同シ

一 第四十六條、第五十二條、第五十七條又ハ第五十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 本法ニ依リ認可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニ關シ其ノ認可又ハ承認ヲ受ケサルトキ

第七十二條 總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁第二十三條、第三十一條又ハ第三十二條第三項ノ規定ニ違反シ評議員會又ハ株主總會ヲ招集セサルトキハ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第七十三條 總裁、副總裁又ハ理事第十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第七十四條 前三條ノ過料ニ關シテハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ニ依ル

附 則

第七十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 日本銀行條例、兌換銀行券條例及明治三十二年法律第五十六

號（日本銀行納税ニ關スル件）ハ之ヲ廢止ス

第七十七條 日本銀行條例ニ依ル日本銀行ハ其ノ設立ノ日ニ於テ本法ニ依
リ設立シタルモノト看做ス但シ第三條ノ存立期間ハ本法施行ノ日ヨリ
起算スルモノトス

第七十八條 第六條第一項ノ規定ハ本法施行ノ際株主タル者ニハ現ニ所有
セル株式ノ限度ニ於テ之ヲ適用セス但シ本法施行後持^株少數シタルト
キハ再ヒ一千株ヲ超ヘタル株式ヲ取得スルコトヲ得サルモノトス
本法施行ノ際一千株ヲ超ユル株式ヲ有セル法人ハ本法施行後十年以内
ニ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

前項ノ處分ナカリシ場合ニ於テハ日本銀行ハ定款ニ定ムル所ニ依リ株
主ニ代リテ其ノ超過株式ヲ處分スヘシ

第七十九條 本法施行ノ際ニ於ケル日本銀行總裁、副總裁、理事又ハ監事
ハ其ノ殘任期間中引續キ總裁、副總裁、理事又ハ監事タルモノトス
第十三條ノ規定ハ前項ノ理事中一人カ其ノ任期滿了シ又ハ一人ノ缺員
ヲ生シタルトキヨリ之ヲ施行ス

前項ノ場合ニ於テ現ニ理事タル者ハ第十三條第一項第一號ニ依リ理事
タルモノト見做ス

第十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ第一回ニ選舉セラレタル理事ノ任
期ハ抽籤ニ依リ甲ハ一年、乙ハ二年、丙ハ三年トス

第八十條 第十五條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ日本銀行總裁、副總裁又ハ

理事タル者ニ對シテハ其ノ在任中之ヲ適用セス

第八十一條 兌換銀行券條例ニ依リ日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本

法ニ依リ日本銀行ニ於テ之ヲ發行シタルモノト看做ス

第八十二條 本法施行ノ際日本銀行ノ有セル積立金ハ第五十九條ノ規定ニ

依ル積立金ト見做ス

第八十三條 前各條ニ定ムルモノノ外本法施行ニ關シ必要ナル規定ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム

第八十四條 本法施行ノ際日本銀行ノ有セル積立金ハ第五十九條ノ規定ニ依ル積立金ト見做ス

大藏省

大藏省